

7月20日（その2）

孫娘と私の誕生日。今年も家族が祝ってくれた。視線は孫娘に集中しがちだが、バースデーケーキの口ウソクは二人で吹き消した。楽しい瞬間だった。

ところで、フェイスブック上では驚くほど多数のお祝いメッセージをいただきました。一人一人の方にお礼のメッセージをお返しするのは困難なので、この紙面を借りてご挨拶させていただきます。皆様ありがとうございました。



（竹内）

## 研修会・懇親会へのご案内

### 1. 日時・場所

令和元年9月12日（木）

ホテルクレメント徳島

研修会 13:30 ~ 17:35 3階 金扇（キンセン）

懇親会 18:00 ~ 19:30 4階 クレメントホール西中

### 2. 研修会（13:30 ~ 17:35）

① 『働き方改革は進んでいますか』 (13:35 ~ 14:35)

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子 氏

② 『中小企業の事業承継とM&A』 (14:50 ~ 15:50)

講師 株式会社 日本M&Aセンター 上席執行役員 雨森 良治 氏

③ 『わかりやすい民法改正』 (16:05 ~ 17:35)

講師 弁護士法人心の帆 後藤田法律事務所 代表弁護士 後藤田 芳志 氏

### 3. 懇親会（18:00 ~ 19:30 立食形式）

※昨年まで、懇親会では会費をいただいておりますが、本年は、無料とさせていただきます。  
また、懇親会は立食形式を予定しております。

お知り合いの方をお誘い合わせのうえ、ご参加頂けますことを  
役職員一同お待ち申し上げます。【要予約】

## 夏季休業のお知らせ

当事務所では、8月10日(土)から15日(木)まで夏季休業とさせていただきます。  
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

# 個人版事業承継税制の創設

平成31年度税制改正において、個人事業主が活用できる事業承継税制が創設されました。

具体的には、青色申告(正規の簿記の原則によるものに限ります。)に係る事業(不動産貸付事業等を除きます。)を行っていた者が、相続・贈与により事業用資産を取得し、その後も事業を継続する場合には、その相続人(または受贈者)が納付する税額のうち、事業用資産に対応する部分について全額の納税が猶予されるというものです。

本税制は、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に発生した相続(または贈与)が対象となります。

## ■対象となる事業用資産(特定事業用資産)

- イ) 被相続人の事業に使用されていた土地(面積400平方メートルまでの部分に限る)
- ロ) 被相続人の事業に使用されていた建物(面積800平方メートルまでの部分に限る)
- ハ) 以下の条件を満たす建物以外の減価償却資産  
・固定資産税または営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの

この税制を適用するためには、①経営革新等支援機関の助言・指導を受けて「承継計画」を作成し、②2019年4月1日から2024年3月31日までの間に承継計画を都道府県へ提出、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定を受ける必要があります。

また、③猶予される相続税(贈与税)額及び猶予期間中の利子税額の合計額に見合う担保を提供することも併せて必要です。

## ■その他の留意点

### ・猶予税額の全額免除または一部免除

本税制の適用を受けた相続人が、その死亡の時まで事業用資産を保有し、事業を継続した場合など、一定の条件を満たす場合には、猶予された税額の全額または一部が免除されます。

### ・継続届出書の提出義務

相続税の申告期限から3年ごとに、「継続届出書」を税務署へ提出しなければなりません。なお、法人版の事業承継税制では「相続税の申告期限から5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに提出」することが義務付けられているため、個人版では手続きが比較的簡略化されています。

### ・相続人が法人成りした場合の取扱い

相続税の申告期限から5年経過後に事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、「相続人が会社の株式等を保有していること」など一定の条件を満たす場合に限り、納税猶予が継続されます。

### ・「特定事業用宅地等の特例」との重複適用は不可

本税制は、いわゆる特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例(特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)と重複して適用することができません。

(大寺)

## 会計制度 ~ 簿記について③ 仕訳のルール② 5つの要素 ~

今回は、仕訳の基本ルールの理解で重要な5つの要素を解説します。

仕訳が必要な取引は、資産、負債、純資産、収益、費用の5つの要素が動くものだけです。この点、それぞれの要素には一応定義があるのですが、少々分かりづらいため下記に定義の要約と具体例をまとめてみます。

項目	定義の要約	具体例
資産	経済的な資源	現預金、売掛金、建物、機械など
負債	経済的な資源を引き渡す義務	買掛金、借入金など
純資産	資産と負債の差額	資本金、純利益など
収益	純利益を増加させる項目で、資産増加や負債減少となるもの	売上、受取配当金、受取保険金など
費用	純利益を減少させる項目で、資産減少や負債増加となるもの	仕入、給料、支払利息など

現在の会計学を基礎とすると、5つの要素のうち資産と負債を積極的に定義して、あとの項目は資産や負債が増減するもの、あるいは差額というように消極的に定義されています。また、収益と費用の定義で「純利益」という概念が出てきますが、これは純資産の増減項目と理解すればよいと思います(貸借対照表には繰越利益剰余金と表示されます)。

なお、複式簿記を前提とすると、ある項目が増減すると、同じ金額だけ、何かの項目が増減します。いくつか例を挙げてみます。

① 借りていた100万円を返済した。

仕訳 借入金 100万円 / 現金 100万円  
→ 負債の減少、資産の減少

② 80万円の商品を100万円で販売した。

仕訳 現金 100万円 / 売上 100万円  
→ 資産の増加、収益の増加  
売上原価 80万円 / 商品 80万円  
→ 費用の増加、資産の減少

(孝志洋)



## 【2019年度の主な変更事項】

### 1. 年金額 0.1%増額

- 老齢基礎年金 780,100円(満額・月額 65,008円)・保険料納付済期間が40年ある場合
- 老齢厚生年金(計算式)

$$\begin{aligned} & \left( \text{H15年3月までの被保険者期間の平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{H15年3月までの被保険者期間の月数} \right) \\ & + \\ & \left( \text{H15年4月以後の被保険者期間の平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{H15年4月以後の被保険者期間の月数} \right) \end{aligned}$$

### 2. 高在老(65歳以降)の支給停止基準額 ⇒ 47万円

- \* ④46万円 ⇒ ⑤47万円(老齢基礎年金と差額加算除く)
- \* 報酬比例部分 + 総報酬月額相当額 = 合計額が47万円超 ⇒ 超えた額の1/2の年金額が停止

### 3. 年金生活者支援給付金(消費税率引き上げが条件・2019/10)

- \* 該当者 ⇒ 前年の公的年金収入 + 他の所得 = 合計額が一定額以下 ⇒ 日本年金機構から請求書の送付あり

### 4. 国民年金の産前産後休暇中の保険料免除(平成31年2月1日以降の出産対象)

- \* 申請 ⇒ 平成31年4月1日以降・出産予定日の6ヶ月前から申請可能

## 【年金の繰上げと繰下げ】

### 1. 国民年金(老齢基礎年金)の受け取り方法

- (1) 65歳から本来額を受け取ります。(原則)
- (2) 60歳以降に65歳を待たずに、早めに受け取ります。(繰上げ受給)
- (3) 65歳で受給せず、66歳以降70歳の間に受け取ります。(繰下げ受給)
- (4) 60歳以降国民年金に任意加入して、65歳以降の年金を増額して受け取ります。



### 2. 繰上げ請求時期と減額率

- (1) 繰上げ請求手続きの翌月から減額した老齢基礎年金を受給します。
- (2) 減額率 ⇒ 1ヶ月 0.5%(1年⇒6%、5年⇒30%)(減額率 = 0.5% × 繰上げ請求した月から65歳誕生月の前月までの月数)

### 3. 繰上げ受給の注意点

- (1) 繰上げをすると後で変更できません。減額率は一生変わりません。
- (2) 請求後、障害の状態になっても、原則、障害基礎年金は受給できません。
- (3) 請求後、夫が死亡して遺族厚生年金を受給する場合は、65歳までは選択になります。
- (4) 寡婦年金を受ける権利がなくなります。⇒ 夫、妻のどちらかが一方でも繰上げると、支給対象にはなりません。
- (5) 国民年金に「任意加入」できません。

### 4. 繰下げ受給の注意点

- (1) 増額率 ⇒ 1ヶ月 0.7%
- (2) 加給年金・振替加算は繰下げ待機中は支給されず、増額しません。
- (3) 65歳以降の在職老齢年金の調整対象者は調整後の年金が増額の対象になります。
- (4) 66歳までに遺族年金・障害年金を受給できるようになると繰り下げはできません。
- (5) 繰下げ待機中に障害年金・遺族年金が発生すると、その時点で増額率が決定します。

(竹内政代)

## 8月の社会保険労務

- 13日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 9月2日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

## 8月の税務

### ■8月13日

- 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ■9月2日

- 2 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く(法人・個人事業者)の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
- 8月中において都道府県の条例で定める日
- 9 個人事業税の納付(第1期分)
- 8月中において市町村の条例で定める日
- 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

## リスマネ委員会 ～ 死亡保険 – 保険の種類⑤ – ～

今月号では、5月号でご案内させて頂いた保険の種類のうち、③定期保険特約付終身死亡保険について解説いたします。

定期保険特約付終身死亡保険とは、主契約である終身保険に定期保険特約を組み合わせた保険で、一定時期の死亡保障を手厚くした保険です。主契約となる終身保険に、特約として定期保険を上乗せすることで、高額な保障が必要な時期の死亡保障を保険料が割安な定期保険で手厚くすることができます。

メリット	デメリット
定期保険の契約満了までは、お得に手厚い保障を受けることができる	定期保険の契約が満了すると、終身保険の保障のみとなり保障額が一気に下がる
必要な期間をピンポイントにカバーできる	特約のほとんどが更新型であり、更新されると保険料は大幅に上がる
医療保障などの特約も豊富にある	主契約の終身保険が失効・解約されると、特約も消滅する

次号では、④収入保障保険について解説いたします。

(さくらビジネス)

## 資産税係 ～ 生命保険金から代償金は贈与税のリスク ～

先日、お客様から相談がありました。「夫が亡くなりました。相続人は妻と子の2人です。相続財産は、不動産2,000万円と妻が受取人の死亡保険金5,000万円の合計7,000万円です。子が不動産2,000万円を相続するのですが、お金も渡したいので、妻が受け取った保険金から子に代償金として1,000万円を渡しても問題はありませんか？」

このケースでは、子が受け取った1,000万円は代償金とは認められずに **贈与税の対象** となってしまいます。その理由は、以下の通りです。

- ① 死亡保険金は受取人固有の財産であり遺産分割の対象とはならない。
- ② 過去の判例で、取得した遺産よりも多くの代償金を支払うと贈与扱いとなったものがある。(東京地裁判決 平成11年2月25日)

生命保険金が多額にあるような場合の遺産分割で、贈与税がかからないようにするには、死亡保険金を除いた遺産(積極財産)を超えない範囲で代償金を支払うように注意が必要です。

また、相続開始前に、生命保険金の受取人を見直すこともぜひご確認ください。

(坂田)

## 医療係 ～ 消費税の経過措置 – 歯の矯正治療やインプラント治療 – ～

一般的な歯の矯正治療やインプラント治療は、「役務の全部の完了が一括して行われるもの」に該当しないことから、「工事の請負等の税率等に関する経過措置」(※)の適用はありません。

なお、矯正治療代やインプラント治療代は、申込時に一括して受領する場合があります。契約において受領した治療代について返還しない旨を定めている場合があります。このような契約において、継続して受領した時の収益に計上している場合には、収益を計上した時の税率を適用して差し支えありません。

したがって、令和元年9月30日までに治療代を一括受領しており、受領した対価について返還することがなく収益として確定し、経理処理上も継続的に対価を受領したときに収益に計上している場合は、収益に計上した時の税率(8%)を適用して差し支えありません。

(※)「工事の請負等の税率等に関する経過措置」

事業者が、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、令和元年10月1日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等については、旧税率(8%)が適用されます。

(後藤)

## 建設係 ～ 経営事項審査 その2 ～

### 4. 経営事項審査の手順

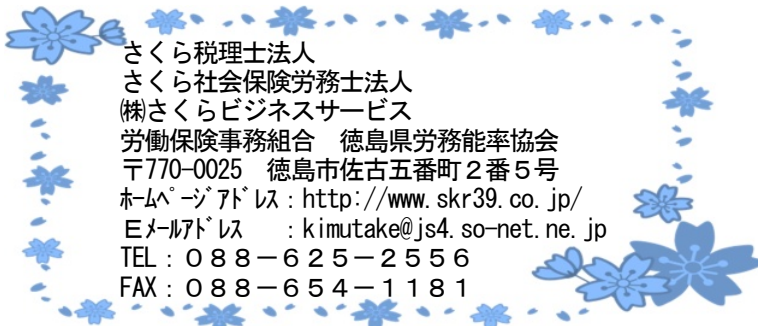
ア 登録経営状況分析機関へ経営状況分析(財務諸表の分析「Y」)の申請をし、経営状況分析結果通知書を受領します。

イ 建設業の許可を受けた行政庁に対して経営規模等評価(経営規模「X」、技術力「Z」、その他の審査項目「W」)の申請を行います。

総合評定値(P)の請求は、経営規模等評価申請と同時に請求することができます。

(岸上)

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、  
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。



さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL : 088-625-2556  
FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載、引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、内容の保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また、特定の商品や奨励品は中傷するものではありません。